

平成25年度道路交通管理統計の概要

国土交通省 道路局 道路交通管理課

1 はじめに

道路交通管理統計は、全国の道路における道路の管理体制、道路管理施設の整備状況等の道路交通管理の実態を的確に把握するとともに、今後の社会情勢の変化に対応し、道路の実態に即した道路交通管理のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的としたものであり、毎年度作成している。

なお、調査の対象は、道路法に基づき指定又は認定され、道路管理者が管理しているすべての道路を対象としており、道路運送法に基づく一般自動車道等は含まれていない。

項目・内容については次のとおりである。

道路管理の現況

- 道路監理員の任命状況
- 道路管理用車両の保有状況
- 道路パトロールの実施実績
- 道路情報管理施設等の設置状況

異常気象時の対応

- 道路災害の発生状況
- 異常気象時の通行規制実績
- 異常気象時の警戒・緊急体制の発動実績
- 道路情報モニターの活動実績

違法車両の取締り等

- 特殊車両の指導取締り実績
- 路上放置車両の処理実績

2 平成 25 年度道路交通管理統計の概要

1 道路管理の現況

道路交通管理統計においては、道路管理の現況を知るため、道路の管理体制、施設の整備状況について調査を行っている。

《道路情報管理施設等の設置状況について》

道路情報管理施設とは、道路管理者が安全かつ円滑な道路交通の確保のため必要な情報を収集し、又は道路利用者に当該情報を提供するために設置される施設であり、道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等が含まれる。

(1) 道路情報板等の設置状況

平成 26 年 4 月 1 日現在における主な施設の整備状況は、道路情報板が 25,074 基（うち電光式 20,030 基）、車両監視用テレビは 24,174 基、ビーコンは 4,627 基となっている。近年においては、電光式道路情報板や警報表示板による道路利用者への道路情報提供の充実を図るとともに、車両監視用テレビや交通量測定器による道路の利用状況の把握に努めている。（表 1、図 1、図 2 参照）

表 1 道路情報管理施設等の設置状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

道路種別	道路情報板 (基)					警報表示板 (基)			車両監視用テレビ (台)			交通量測定器 (基)			路側 放送 (区間)	ビー コン (基)	道路交通 遮断装置 (基)	
	A型	B型	C型	電光式	計	トンネル	その他	計	トンネル	その他	計	料金所	その他	計				
高速自動車国道	0	10	0	6,365	6,375	1,112	6	1,118	3,111	2,859	5,970	99	3,403	3,502	279	2,823	236	
本州四国連絡道路	0	0	0	150	150	30	10	40	53	43	96	0	20	20	2	18	0	
都市高速道路	0	0	0	1,382	1,382	236	3	239	1,747	1,742	3,489	963	3,727	4,690	39	775	195	
一般国道	指定区内	15	17	5	4,335	4,372	1,802	221	2,023	3,096	8,098	11,194	0	783	783	117	552	756
	指定区間外	63	235	650	2,073	3,021	1,075	127	1,202	225	380	605	0	19	19	24	12	192
都道府県道	140	592	2,409	3,468	6,609	1,250	404	1,654	257	725	982	0	25	25	15	0	1,140	
市町村道	310	43	430	448	1,231	211	512	723	19	169	188	2	2	4	2	0	81	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	0	44	2	1,274	1,320	230	2	232	494	256	750	0	646	646	26	447	110
	地方道路公社	0	47	32	535	614	226	19	245	555	345	900	376	102	478	14	0	300
計	528	988	3,528	20,030	25,074	6,172	1,304	7,476	9,557	14,617	24,174	1,440	8,727	10,167	518	4,627	3,010	

- 注 (1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。
 (2) 道路情報板の種類は、「道路情報装置の規格について」（昭和 47 年 9 月 27 日付け建設省道企発第 52 号道路局企画課長通達）を基に、下記の区分とした。
 A 型：オーバーヘッド型式のもの。
 B 型：路側設置型で表示幕により表示するもの。
 C 型：路側設置型で表示板により表示するもの。
 電光式：オーバーヘッド型、路側設置型といった型式にかかわらず、電光式のもので、電球又は LED により文字を形成するもの。
 (3) 警報表示板は、専らトンネル内事故、雪崩等災害の発生を表示するものを、トンネル内事故発生を表示するため設置したものとその他のものを区別して計上した。
 (4) 車両監視用テレビは、道路交通の状態を監視するため設置したテレビカメラで、トンネル内の状態を監視するためのものとその他のものを区別して計上した。
 (5) 路側放送とは、路側に設置された中波放送機（モノポールアンテナ、誘導通信ケーブル）により、車載のカーラジオを通じて、道路交通情報を常時提供できるシステムをいい、中波放送機 1 基の放送区間を 1 箇所とし、同一区間であっても、2 基の放送機によって上下線で異なる放送を行っている場合は、2 箇所として計上した。
 (6) ビーコンとは、VICS（道路交通情報通信システム：電波を用いて、リアルタイムで道路交通情報等運転者が必要とする情報を車載のコンピュータに提供するシステム）における発信器として、道路管理者が路側に設置したものをいう。

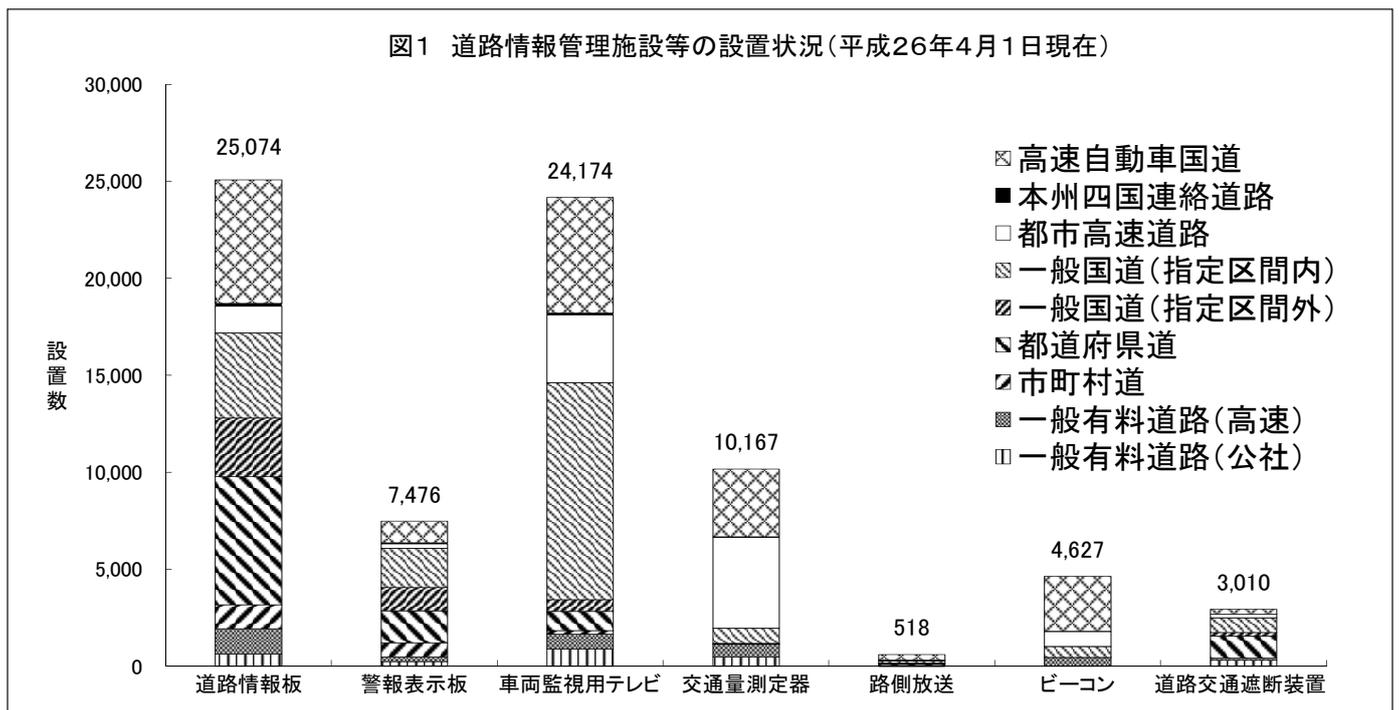
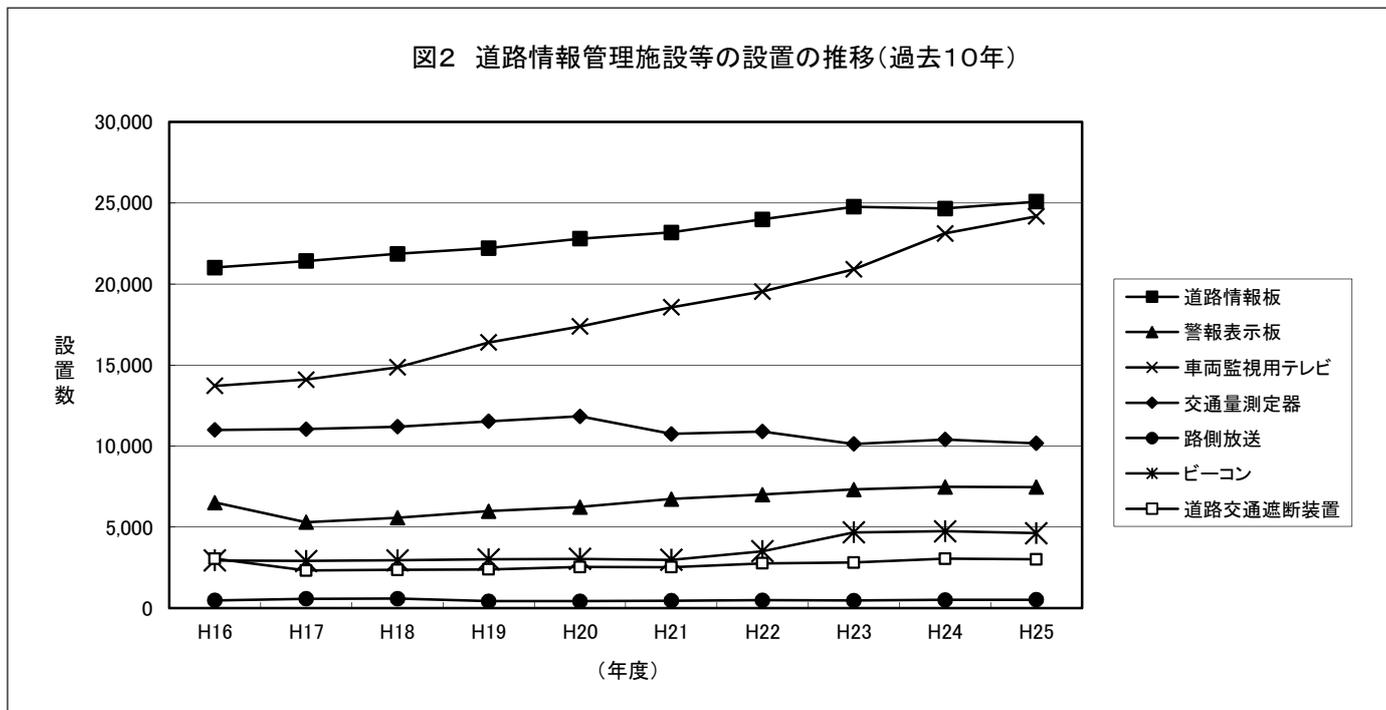


図2 道路情報管理施設等の設置の推移(過去10年)



(2) 気象観測装置の設置状況

平成 26 年 4 月 1 日現在における主な施設の整備状況は、雨量計が 7,877 基、温度計が 7,745 基、積雪深計が 2,709 基、風速計が 2,548 基となっている。(表 2、図 3、図 4 参照)

表 2 気象観測装置の設置状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(基)

道路種別	装置	雨量計				温度計			積雪深計			路面凍結観測装置			風速計			視程障害観測装置		
		道路管理者設置		その他の者の設置	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計	自動伝達	その他	計
		自動伝達	その他																	
高速自動車国道		978	30	1	1,009	936	14	950	193	51	244	902	97	999	786	2	788	445	1	446
本州四国連絡道路		14	0	0	14	21	0	21	0	0	0	19	0	19	22	0	22	18	0	18
都市高速道路		60	1	0	61	106	2	108	14	2	16	71	3	74	74	2	76	20	0	20
一般道	指定区間内	1,288	47	51	1,386	1,518	335	1,853	788	53	841	1,081	89	1,170	830	19	849	167	0	167
	指定区間外	150	35	464	649	474	1,277	1,751	437	36	473	269	52	321	81	14	95	43	2	45
都道府県道		470	114	1,935	2,519	717	1,587	2,304	668	92	760	399	117	516	236	52	288	212	16	228
市町村道		408	275	1,333	2,016	250	293	543	113	246	359	31	11	42	151	111	262	1	0	1
有料路	東・中・西日本高速道路株式会社	114	8	0	122	97	2	99	2	1	3	104	0	104	87	2	89	26	0	26
	地方道路公社	83	15	3	101	92	24	116	7	6	13	47	13	60	66	13	79	107	10	117
計		3,565	525	3,787	7,877	4,211	3,534	7,745	2,222	487	2,709	2,923	382	3,305	2,333	215	2,548	1,039	29	1,068

注 (1) 施設は道路管理者が所有しているものを計上し、警察等他機関に貸与しているものを含む。
 (2) 自動伝達式とは、テレメータ等により、自動的に道路管理者の事務所等に観測結果を伝達するものをいう。
 (3) 視程障害観測装置とは、透過率計、ITV 等の霧、吹雪等による視程障害の程度を観測する装置をいう。

図3 気象観測装置の設置状況(平成26年4月1日現在)

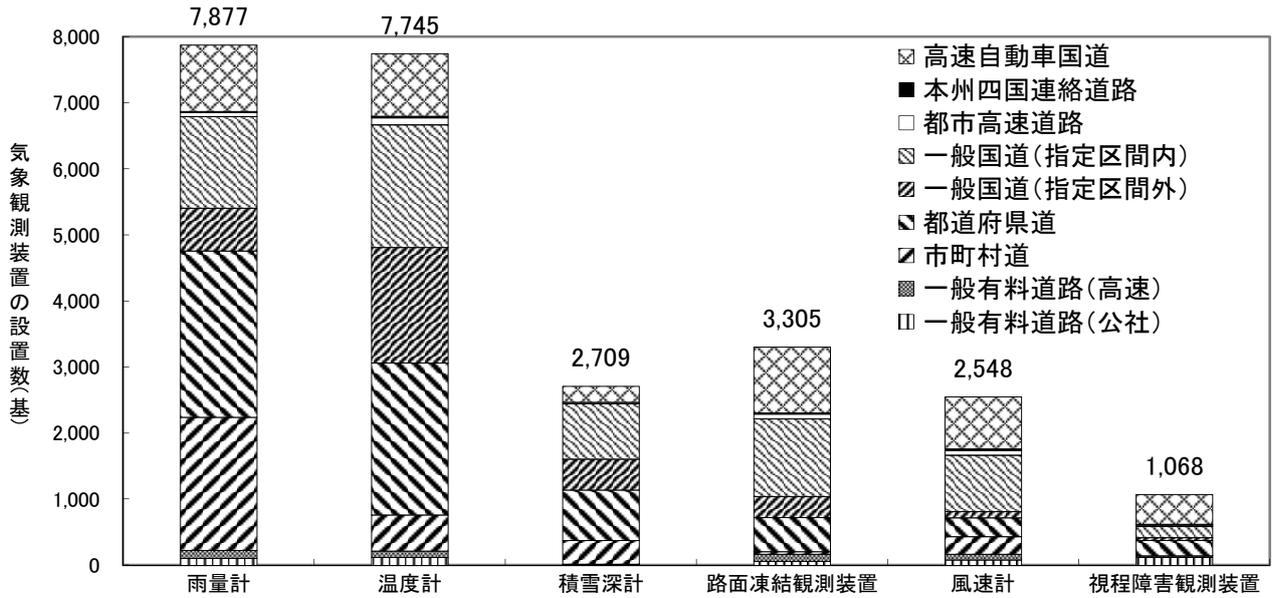
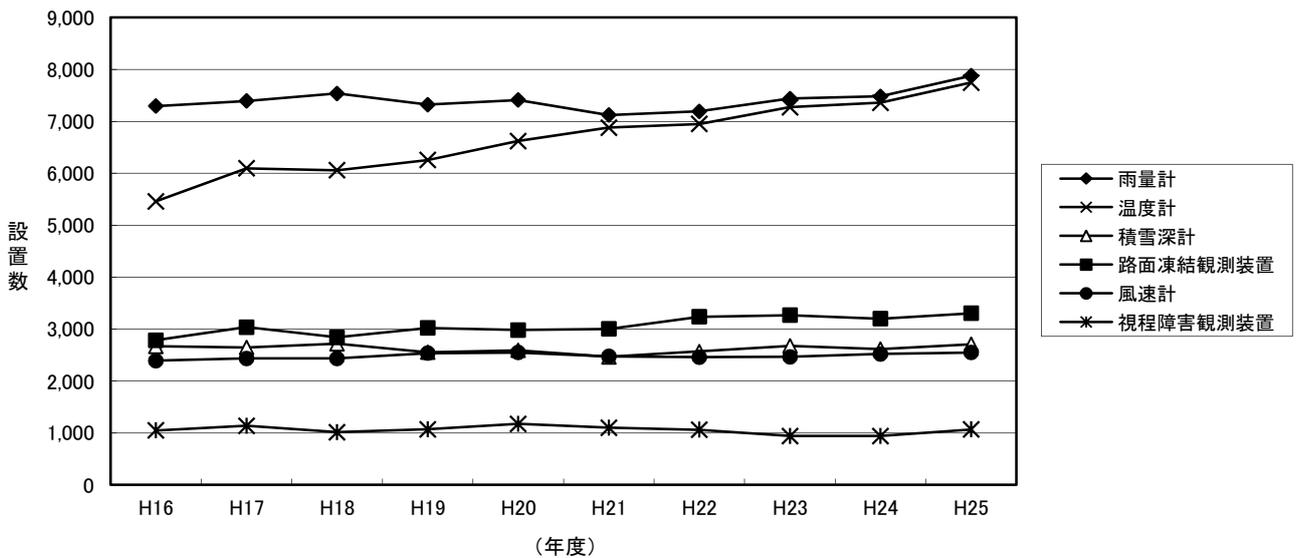


図4 気象観測装置の設置の推移(過去10年)



2 異常気象時の対応

《異常気象時における通行規制実施について》

道路管理者は、道路及びその周辺の状況から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を「異常気象時通行規制区間」として指定するとともに、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等）に基づき、事前の通行規制を行うための「道路通行規制基準」を作成し、通行止め等の規制をしている。また、その他の区間についても、道路管理者は緊急の必要があるとき、必要な限度において、一時的に通行を規制することができる。平成25年度の通行止め回数は15,276回となっており、うち豪雨によるものは9,897回と全体の約6割近くを占めている。

平成 26 年 2 月には、発達した低気圧と寒気の影響で、特に関東甲信地方及び東北地方では、記録的な大雪となったところがあり、道路においても降雪を受けた交通障害が多数発生した。

(表 3、図 5 参照)

表 3 異常気象時の通行止め実績 (平成 25 年度)

(回)

原因		豪雨	地震	豪雪	地吹雪	路面凍結	雪崩	霧	強風	波浪	河川氾濫	その他	計	
規制区間内外の別	道路種別													
高速自動車国道	内	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
	外	86	1	268	27	9	0	1	0	0	0	2	394	
	計	91	1	271	27	9	0	1	0	0	0	2	402	
本州四国連絡道路	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	外	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	1	9	
	計	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	1	9	
都市高速道路	内	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5	
	外	1	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	9	
	計	4	1	3	0	6	0	0	0	0	0	0	14	
一般国道	指定区間内	内	118	0	9	16	4	4	1	1	7	0	7	167
		外	96	1	84	64	10	7	0	7	10	4	32	315
		計	214	1	93	80	14	11	1	8	17	4	39	482
	指定区間外	内	784	4	62	0	13	12	0	19	5	1	29	929
		外	192	0	115	8	29	20	0	20	7	3	69	463
		計	976	4	177	8	42	32	0	39	12	4	98	1,392
都道府県道	内	2,720	5	325	48	39	24	0	56	38	4	113	3,372	
	外	1,319	3	647	372	89	83	0	60	37	59	340	3,009	
	計	4,039	8	972	420	128	107	0	116	75	63	453	6,381	
市町村道	内	624	25	158	4	15	7	0	24	11	23	115	1,006	
	外	3,923	65	567	23	71	21	79	37	20	391	181	5,378	
	計	4,547	90	725	27	86	28	79	61	31	414	296	6,384	
一般有料道路	東・中・西日本 高速道路株式会社	内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		外	8	0	44	14	0	0	0	0	0	0	0	66
		計	8	0	44	14	0	0	0	0	0	0	0	66
	地方道路公社	内	14	1	67	0	7	1	0	4	1	1	30	126
		外	2	0	11	0	0	0	0	4	0	0	3	20
		計	16	1	78	0	7	1	0	8	1	1	33	146
計	内	4,268	35	624	68	80	48	1	104	62	29	294	5,613	
	外	5,629	71	1,739	508	217	131	80	129	74	457	628	9,663	
	計	9,897	106	2,363	576	297	179	81	233	136	486	922	15,276	

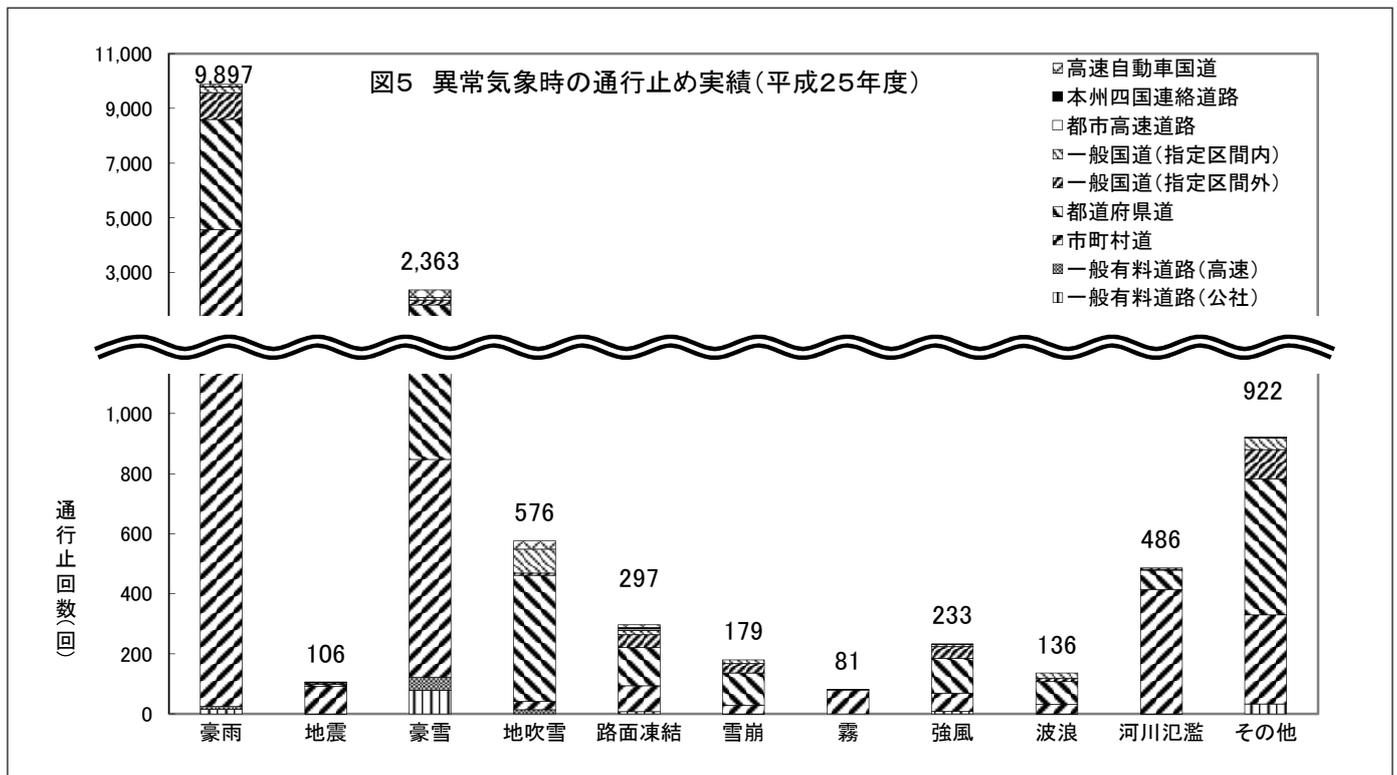
注 1) 道路管理者が道路法第 46 条に基づき実施した通行止を、主たる原因別に計上した。

2) 規制区間内外の別の「内」は規制区間内で実施した規制を、「外」は規制区間外で実施した規制をさす。

なお、規制区間とは、「異常気象時における道路通行規制要領」(昭和 44 年 4 月 1 日付け建設省道政発第 16 号及び第 16 号の 2 建設省道路局長通達別紙) 第二に規定する異常気象時通行規制区間及び「道路管理の強化について」(昭和 45 年 9 月 18 日付け建設省道政発第 84 号及び 84 号の 2 建設省道路局長通達) 第二に規定する特殊通行規制区間をいう。

3) 規制区間内外にまたがった通行規制は、区間の長い方に計上した。

4) 通例の積雪による冬季閉鎖など異常気象に伴うものでない通行止は計上していない。



3 違法車両の取締り等

(1) 特殊車両の指導取締りについて

道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両を通行させようとする者は、車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行期間等を申請し、道路管理者による審査及び許可を受ける必要がある(特殊車両通行許可制度)。このため道路管理者は、車両制限令に定める基準値を超えている車両で、道路法第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可(以下「通行許可」という。)を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両の指導、取締りを行っている。

平成25年度における指導、取締り対象車両38,306台のうち、許可を受けずに通行している車両及び通行許可の条件に違反して通行している車両は11,184台(約29%)となっている。(表4参照)

表4 特殊車両の指導取締り実績(平成25年度)

道路管理者		取締り活動			対象車両 (台)	違反車両	措置内容					
		回数 (回)	人員(人)	時間 (時間)			指導 警告 (件)	措置 命令 (件)	許可取消		刑事告発	
									取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
東・中・西 日本 高速 道路 株式 会社	東日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,297	12,544	4,086	9,093	2,152	553	1,599	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	961	13,359	3,566	13,376	2,991	1,024	1,967	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社 (高速自動車国道)	1,574	11,914	3,512	6,340	1,528	582	946	0	0	0	0
	小計	3,832	37,817	11,164	28,809	6,671	2,159	4,512	0	0	0	0
本州四国連絡高速道路株式会社		16	193	31	162	27	22	5	0	0	0	0

道路管理者		取締り活動			対象車両 (台)	違反車両	措置内容					
		回数 (回)	人員 (人)	時間 (時間)			指導 警告 (件)	措置 命令 (件)	許可取消		刑事告発	
									取締りに 係るもの	事故に 係るもの	取締りに 係るもの	事故に 係るもの
首都・阪神高速 道路株式会社等	首都高速道路株式会社	609	5,961	1,024	1,323	874	413	461	0	0	1	0
	阪神高速道路株式会社	2,856	17,054	7,053	1,409	1,250	936	315	0	0	0	0
	名古屋高速公社	321	1,005	260	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡北九州高速公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3,786	24,020	8,337	2,732	2,124	1,349	776	0	0	1	0
地方整備局等	北海道開発局	57	424	107	200	99	80	17	0	0	0	0
	東北地方整備局	36	697	70	171	62	54	5	0	0	0	0
	関東地方整備局	69	842	138	352	185	172	13	0	0	0	0
	北陸地方整備局	22	409	44	287	79	64	11	0	0	0	0
	中部地方整備局	48	581	122	176	138	127	11	0	0	0	0
	近畿地方整備局	84	259	1,357	695	369	345	24	0	0	0	0
	中国地方整備局	78	809	156	351	225	187	43	0	0	0	0
	四国地方整備局	35	443	64	131	65	65	0	0	0	0	0
	九州地方整備局	102	1,489	200	574	182	170	12	0	0	0	0
	沖縄総合事務局	16	132	32	106	29	28	1	0	0	0	0
小計	547	6,085	2,288	3,043	1,433	1,292	137	0	0	0	0	
都道府県	27	454	59	143	59	55	0	0	0	0	0	
指定市	4	86	7	63	30	18	0	0	0	0	0	
市町村	0	0	0	0	36	0	1	0	0	0	0	
一般有料道路	東日本高速道路株式会社	171	1,629	574	1,689	297	106	191	0	0	0	0
	中日本高速道路株式会社	50	631	152	817	256	79	177	0	0	0	0
	西日本高速道路株式会社	156	1,403	531	848	251	43	208	0	0	0	0
	地方道路公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	377	3,663	1,257	3,354	804	228	576	0	0	0	0
計	8,589	72,318	23,142	38,306	11,184	5,123	6,007	0	0	1	0	

- 注1) 許可取消、刑事告発以外の欄については、指導取締り基地等における取締りのみを計上し、他の業務に付随して行った取締り（例えば、料金収受業務中に、付随的に料金所の軸重計により違反者を発見し、措置を行った場合。）は含まない。
- 2) 許可取消、刑事告発の欄については、指導取締り基地における取締りの際の措置命令違反、常習違反による件数のほか、道路法47条第1項の規定又は許可条件に違反して車両を通行させ、重大事故を発生させたことによるものを含む。
- 3) 措置内容の区分は、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号建設省道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」による。
- 指導警告：措置命令の必要がない程度が軽微である場合に、文書をもって再発防止等を指導警告すること。
- 措置命令：違反車両に対し、車両構造の一部取り外し又は積載貨物の分割による重量、寸法の軽減措置、通行の中止、通行条件の遵守等を文書をもって命令すること。

(2) 路上放置車両の処理について

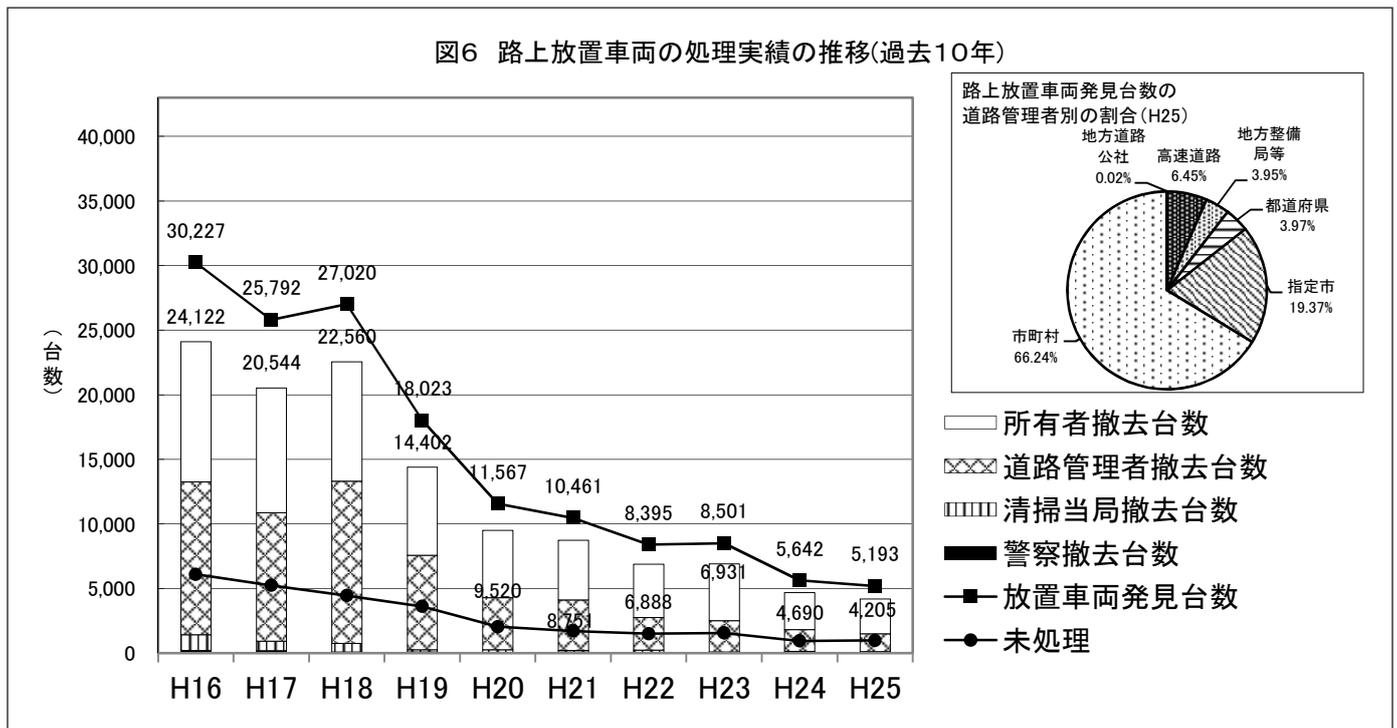
近年、路上放置車両は減少傾向にあり、平成25年度の発見台数は4,121件となっており、(表5参照、図6の放置車両発見台数は、前年度以前からの繰越分を含んでいる) これは、平成17年の自動車リサイクル法の施行、及び平成18年の違法駐車対策に伴う車検拒否制度の導入による民間の駐車監視員の巡回などが効果として現れたと考えられる。

平成25年度の路上放置車両発見台数(前年度からの繰越分を含め5,193台)のうち約86%(4,446台)が指定市及び市町村が管理する道路において発見されたものである。(表5、図6参照)

表5 路上放置車両の処理実績 (平成25年度)

道路管理者	放置車両発見台数	放置車両処理台数						未処理	
		所有者撤去台数	道路管理者撤去台数		清掃当局撤去台数	警察撤去台数	計		
			廃棄物	違法放置物件					
東・中・西日本高速道路株式会社	88 (198)	52 (21)	3 (53)	3 (3)	0 (0)	3 (1)	61 (78)	27 (120)	
本州四国連絡高速道路株式会社	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
首都・阪神高速道路株式会社等	36 (12)	15 (0)	0 (0)	0 (6)	0 (0)	21 (6)	36 (12)	0 (0)	
地方整備局等	60 (145)	20 (4)	10 (9)	9 (80)	0 (0)	3 (0)	42 (93)	18 (52)	
都道府県	157 (49)	97 (25)	24 (7)	23 (1)	0 (0)	1 (1)	145 (34)	12 (15)	
指定市	815 (191)	397 (93)	125 (31)	150 (22)	19 (28)	2 (0)	693 (174)	122 (17)	
市町村	2,964 (476)	1,851 (114)	640 (60)	82 (42)	18 (8)	19 (2)	2,610 (226)	354 (250)	
地方道路公社	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	
計	H25年度分	4,121	2,433	802	267	37	49	3,588	533
	繰越分	(1,072)	(257)	(160)	(154)	(36)	(10)	(617)	(455)
	合計	5,193	2,690	962	421	73	59	4,205	988

- 注1) ここでいう「車両」には、自転車等の「軽車両」は含まない。
 2) 発見台数には、道路管理者がパトロール時等に自ら発見した場合のほか、通報を受けた結果発見した場合も含む。
 3) 発見台数には、所有者が判明し、道路管理者が所有者に撤去させたものを計上している。
 4) 道路管理者撤去台数には、道路管理者が費用を負担して(路上放棄車処理協会から寄付を受けた場合も含む)、自ら又は回収業者に依頼して撤去した台数を計上している。
 5) 清掃当局撤去台数には、道路管理者が清掃当局に連絡して処理を任せたものを計上している。
 6) 警察撤去台数には、道路管理者が警察に連絡し、刑事事件にかかわる可能性などから警察が撤去する旨回答を得たものを計上している。
 7) 上段は当該年度分。下段括弧書きは、前年度以前からの繰越分。ただし、繰越分が把握できない管理者分は計上していない。



放置車両処理台数のうち、道路管理者が撤去した台数は1,383台であり、24年度の1,666台から減少しているものの、処理台数全体に占める割合は約33%と未だ多い状況にある。また、未処理台数

は 988 台で発見台数の約 19%を占めており、依然として多くの車両が処理されず次年度以降に繰り越されている現状にある。このような連鎖を早く終わらせるため、警察と連携し、今後とも路上放置車両対策に取り組んでいかなければならない。

3 おわりに

わが国は、国土の 7 割以上が山地であり、そのうえ地震や火山、不安定で脆弱な地質の地域が広範囲に分布している。またモンスーン気候帯に属し、毎年のように台風、豪雨、豪雪等が発生するなど厳しい自然条件下にある。

このような条件下にあって、いかにして道路の機能を最大限に発揮させ、安全で円滑な道路交通を確保するかが大きな課題となる。

基本的には、道路の建設及び管理を通じて常に道路の安全性の向上に取り組むとともに、現在備えた安全性を超えると予想されるような異常事態に対しては、道路交通を適切に誘導、規制することにより、災害による事故の発生を未然に防止することが重要である。

平成 26 年 11 月には災害対策基本法の一部を改正する法律が公布・施行され、大規模災害時において道路管理者が直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保出来るよう、放置車両対策が強化されたところである。道路管理者は、異常気象時においてはパトロールの強化や関係機関との密接な連携を図るなど、迅速かつ的確な情報収集や状況把握を行い、道路利用者の安全確保のため、適時の通行規制を行うなど必要な措置を講ずることが必要である。

また、道路法は、道路構造の保全又は交通の危険防止のため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定めており、当該制限を超える車両を通行させるためには、通行させようとする者の申請に基づいて、道路管理者の許可を受けることとされている。物流の効率化などによる車両の大型化が求められる中で、他方では、橋梁など道路構造物の老朽化が進んでおり、道路への負荷を軽減することが従前にも増して求められているところである。

平成 26 年度には、重量を違法に超過した大型車両が国民の重要な財産である道路をこれ以上傷めることがないよう悪質な違反者に対しては厳罰化をし、一方では車両の大型化に対応した許可基準の見直しや、適正に道路を利用する方に対し許可を簡素化するなどを内容とした「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」がまとめられた。

平成 27 年 2 月からは、特に基準の 2 倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する更なる取締り等を強化しているところである。

今後も大型車両の通行のより一層の適正化を図るため、指導取締り体制や関係機関との連携を強化していく必要がある。

さらに、多様化する道路利用者の道路交通情報に対するニーズに応えるため、従来の道路交通情報の提供をより充実させ、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、さらなる情報発信技術の高度化を検討していかなければならない。

以上のような道路管理上のさまざまな課題を分析、検討するための資料として、全国の道路管理者が本調査結果を活用していただければ幸いである。

最後に、本調査にご協力いただいた全国の担当各位に、この場をお借りして御礼申し上げたい。